

宴会約款

第 1 条 適用範囲

清水クロス(以下『当施設』と称します)では、ご宴会・催し物及び(以下『宴会等』と称します)に伴う施設内会場等(以下『宴会場等』と称します)のご利用に関しまして、次の通り定めておりますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

この規約に定めのない事項につきましては、法令または、一般的に確立された慣習によるものとさせていただきます。

第 2 条 宴会等の申込み

当施設に宴会等のお申込みを頂く場合は、直接ご来館頂くか、お電話等にて次の事項をお申しで頂きます。

ご利用日・宴席名・主催者名・申込者名・ご連絡先・人数・ご利用内容及び、当施設が必要と認める事項について確認させていただきます。ただし、ご利用内容によっては、お申し込みをお断りする場合がありますのでご了承ください。

第 3 条 契約の成立

宴会契約は、当施設が前項の申し込みを承諾した時に成立するものとします。

第 4 条 宴会時間と追加室料

宴会等のご利用開始から終了までのご契約時間(以下『宴会時間』と称します)は所定の室料をお支払戴いておりますが、この宴会時間を超過した場合は追加室料を頂戴いたします。但し、契約時間の超過に応じられない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

第 5 条 有料人数の確認

料理等を用意する人数(以下『有料人数』と称します)を宴会等の開催日の2日前までに、当施設の担当係員にご通知ください。それ以降は全て手配が完了いたしておりますので、宴会等の開催日に出席されたお客様の人数が有料人数よりも減少した場合でも有料人数分の料金を頂戴いたします。

第 6 条 支払い

宴会等に関わるすべての費用は、原則として当日の宴会終了後にお支払ください。なお、後日のご精算につきましては、あらかじめ当施設の担当係員にお申し出いただき事前に当施設の了解を得た場合にのみ対応いたします。

第 7 条 取消料

お客様のご都合により既にご契約を頂いている宴会等をお取消し及び期日を変更される場合には、下記の通り取消料及び変更料を頂戴いたします。

宴会等ご利用日の	取消料・変更料
30 日前まで	取消：手配済み実費諸経費(注) 変更：手配済み実費諸経費(注)
7 日前まで	取消：宴会等見積額の 50%(サービス料を除く) 変更：宴会等見積額の 20%(サービス料を除く)
2 日前まで	取消：宴会等見積額の 80%(サービス料を除く) 変更：宴会等見積額の 50%(サービス料を除く)
前日から当日	取消：宴会等見積額の 100%(サービス料を除く) 変更：宴会等見積額の 100%(サービス料を除く)

(注)実費諸経費とは、当該宴会等の企画や準備に携わった外部委託会社が負担した一切の費用を指します。

第 8 条 設営、装飾、余興の手配について

ご宴会等に関する装飾、装花、音響、照明、映像、その他につきましては、原則として当施設の指定の取り扱い会社をご利用ください。お客様の都合で当施設指定取扱会社以外の取扱会社をご利用になる場合は、宴会等を円滑に行うため事前に当施設の了解を得た上でお手配くださいますようお願い申し上げます。お客様が直接依頼された取扱会社が行う宴会等に関する装飾、装花、音響、照明、映像、その他の機器及び材料等の搬入・搬出・設置方法・設置場所につきましては、当施設の安全・動線等を考慮した一定のルールにしたがって行って頂きます。

第 9 条 損害賠償

お客様(お客様側の全ての関係者)あるいはお客様が直接依頼された業者の方々が、万が一当施設の施設・什器備品等を破損した場合は、お客様あるいはお客様が直接依頼された取扱会社、関係者の方に、速やかに修理していただくか、損害賠償金をご負担頂きます。

第 10 条 解約

以下の場合には宴会等のお申し込みをお断りするか、既にご契約頂いた場合でも解約させていただきます。

- ① お客様自身が次の事由に該当し、または、宴会等に出席される利用者の中に、次の事由に該当する者がいる場合
 - イ 『暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律』(平成 4 年 3 月 1 日施行)に基づく 第 2 条 6 号の暴力団員、同第 2 条 2 号の暴力団、これと関係を有する企

業若しくは団体の関係者、またはその他反社会的勢力の関係者(以下『暴力団』と称します)

- ロ 暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体
- ハ 法人でその役員のうち暴力団等に該当するもののあるとき
- ニ 法令または公序良俗に反する行為をなされる恐れがあると判断されるとき
- ホ 伝染病保菌者

- ② 当施設もしくはその従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当な要求及びこれに類する行為が認められた場合、また、かつて同様の行為をされた場合
- ③ 心身衰弱、薬品、飲酒などによる自己喪失等、自身の安全確保が困難であったり、他のお客様へ危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがある場合
- ④ この規約に違反された場合

なお、上記の場合の解約につきましては、解約にともなう損害賠償など金銭のお支払いはいたしかねますので、ご了承ください。

第 11 条 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては禁止事項になっておりますのでご遠慮くださるようお願い申し上げます。

- ① 大音響を発する物の持ち込み
- ② 館内外の他のご利用客に対して迷惑をかける行為
- ③ 宴会等の終了後に車両を運転される方の飲酒
- ④ 補助動物以外の犬、猫、小鳥その他愛玩動物、家畜等の持ち込み
- ⑤ 発火又は引火性の品物の持ち込み
- ⑥ 悪臭を発する物の持ち込み
- ⑦ とばく等風紀を乱す行為又は他のお客様に迷惑になるような言動
- ⑧ 備品等の移動、破損・汚損
- ⑨ ご予約内容以外のご利用
- ⑩ その他法令で禁じられている行為

第 12 条 免責事項

当施設の使用に際し、主催者お持ち込みの備品、商品、その他の物品の破損、又は盗難に対しては、主催者の責任のもとに管理することとし、当施設側は一切責任を負いかねますので、予めご承知おきください。また、以下に定める理由に該当することがあった場合につきましては、お客様、当施設双方とも免責とさせていただきます。

- ① 天変地異、火災、戦争、紛争、その他お客様及び当施設のいずれの責に帰することのできない事由により本会場の全部又は一部が滅失若しくは毀損するなど、本宴会の履行が不可能若しくは困難になったとき。

② 法令又は法令に基づく公民力の行使、若しくは関係省庁の指導等による本会場の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生する等、お客様及び当施設のいずれの責に帰することのできない事由により本宴会等の履行が不可能若しくは著しく困難になったとき。

以上

清水クロス SHIMIZU CROSS 静岡県静岡市清水区真砂町 5-22 TEL 054-340-6070